

議第15号

令和8年度京都市高速鉄道事業特別会計予算

(総則)

第1条 令和8年度京都市高速鉄道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 運転計画

運 転 車 両 数	両 204
年間走行キロメートル	km 20,818,248
年 間 総 輸 送 人 員	人 155,490,000
1 日 平 均 輸 送 人 員	人 426,000

(2) 主要な建設改良工事計画

駅施設及び電路・機械設備等改良

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

なお、営業外費用中支払利息及び企業債取扱諸費3,085,224千円の財源の一部に充てるため、企業債（資本費負担緩和分）580,000千円を借り入れる。

収 入

第1款 高速鉄道事業収益	38,548,000千円
第1項 営業収益	33,299,173千円
第2項 営業外収益	5,248,827千円

支 出	
第1款 高速鉄道事業費用	37,155,000千円
第1項 営業費用	32,337,893千円
第2項 営業外費用	4,717,107千円
第3項 予備費	100,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額18,079,000千円は、損益勘定留保資金等で補填するものとする。）。

取 入	
第1款 資本的収入	22,176,000千円
第1項 企業債	18,992,000千円
第2項 補助金	2,181,625千円
第3項 出資金	967,000千円
第4項 工事負担金	22,908千円
第5項 その他資本収入	12,467千円

支 出	
第1款 資本的支出	40,255,000千円
第1項 建設改良費	5,051,633千円
第2項 企業債償還金	32,719,005千円
第3項 長期借入金返還金	2,384,362千円
第4項 予備費	100,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
高速鉄道営業線改良費	令和9年度から令和12年度まで	千円 7,700,000
令和8年度駅管理等業務委託	令和9年度から令和12年度まで	2,199,000
トンネル検査業務のDX化	令 和 9 年 度	11,000
鳥丸線車両保安装置部品	令 和 9 年 度	11,000
四条駅における大規模リニューアルに向けた基本構想の策定	令 和 9 年 度	13,000
令和8年度可動式ホーム柵整備作業	令 和 9 年 度	54,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
高速鉄道事業建設改良費	千円 3,653,000		% 8.0以内 ただし、 利率見直し 方式で 借り入れる 政府資金 及び地方 公共団体 金融機 構資金 について は、利 率の見 直しを行 った後 において は、當該 見直し後 の利率	起債の日から据置期間を含め40年以内に、元利均等その他の方 法により償還する。ただし、財政の都合その他によ つては、繰上償還をすることができる。
高速鉄道事業特例債	519,000	発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額を埋めるため必要な金額をこれに加算した額 証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）又は消費貸借の方法による。		
高速鉄道事業資本費平準化債	601,000			
高速鉄道事業資本費負担緩和分企業債	580,000			
計	5,353,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、65,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用
(他会計からの補助金)

第9条 特例債元金償還金等に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、4,316,000千円である。

(他会計からの出資金)

第10条 高速鉄道事業建設改良費に充てるため、一般会計からこの会計へ出資を受ける金額は、967,000千円である。

令和8年2月16日提出

京都市長 松井孝治